

上田バス株式会社 10路線 運賃変更概要

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
菅平高原線 真田線	100円	100円、150円、200円、250円	100円				
	200円	100円、150円、200円、250円、300円	200円				
	300円	200円、250円、300円	300円				
	400円	250円、300円	400円				
	500円	300円	400円	500円			
	600円	300円、350円	400円	500円	600円		
	700円	300円、350円、400円	500円	600円	700円		
	800円	300円、350円、400円、450円、500円	500円	600円	700円	800円	
	900円	450円、500円	600円	700円	800円	900円	
	1000円	500円	600円	700円	800円	900円	1000円

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
傍陽線	100円	100円、150円、200円、250円	100円				
	200円	100円、150円、200円、250円、300円	200円				
	300円	150円、200円、250円、300円	300円				
	400円	200円、250円、300円	400円				
	500円	300円	400円	500円			
	600円	300円	400円	500円	600円		
	700円	300円、350円	400円	500円	600円	700円	

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
西丸子線	100円	150円	100円				
	200円	100円、300円	200円				
	300円	150円、300円	300円				
	400円	300円	400円				
	500円	300円	400円	500円			

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
塩田線	100円	100円	100円				
	200円	100円、200円	200円				
	300円	100円、200円、300円	300円				
	400円	100円、200円、250円、300円	300円	400円			
	500円	200円、250円、300円	400円	500円			
	600円	250円、300円	400円	500円	600円		

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
豊殿線	100円	100円	100円				
	200円	100円、150円、200円、250円	200円				
	300円	250円、300円	300円				
	400円	300円	400円				
	500円	300円	400円	500円			

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
信州上田医療 センター線	100円	100円、150円	100円				
	200円	150円、200円	200円				

路線名	最終年度のゾーン運賃	ゾーン内にある現行の運賃	1年目（今回）	2年目	3年目	4年目	5年目
久保林線	100円	-	100円				
	200円	-	200円				
	300円	-	300円				

その他 通学定期乗車券は、現行額に据え置くが、新運賃が旧運賃を下回る場合には、新運賃に基づき算出する。

定期運賃表

単位：円

1 通学定期乗車券以外

運賃 (新運賃表)	通勤定期乗車券		通学定期乗車券		通勤定期乗車券 (片道)		通学定期乗車券 (片道)		通勤定期乗車券 (障害者)		通学定期乗車券 (障害者)		小人定期乗車券	
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月
100円	4,200	11,970			2,100	5990			2,940	8,380				
200円	8,400	23,940			4,200	11970			5,880	16,760				
300円	12,600	35,910			6,300	17960			8,820	25,140				
400円	16,800	47,880			8,400	23940			11,760	33,520				
500円	21,000	59,850			10,500	29930			14,700	41,900				
600円	25,200	71,820			12,600	35910			17,640	50,270				
700円														
800円														
900円														
1,000円														

2 通学定期乗車券

運賃 (旧運賃表)	通学定期乗車券		通学定期乗車券 (片道)		通学定期乗車券 (障害者)		小人定期乗車券		西丸子	塩田線
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月のみ	1月のみ
100円	3,600	10,260	1,800	5,130	2,520	7,180	1,800	5,130		3,500
150円	5,400	15,390	2,700	7,700	3,780	10,770	2,700	7,700	5,870	5,000
200円	7,200	20,520	3,600	10,260	5,040	14,360	3,600	10,260		7,000
250円	9,000	25,650	4,500	12,830	6,300	17,960	4,500	12,830		8,500
300円	10,800	30,780	5,400	15,390	7,560	21,550	5,400	15,390	11,730	10,000
350円	12,600	35,910	6,300	17,960	8,820	25,140	6,300	17,960		
400円	14,400	41,040	7,200	20,520	10,080	28,730	7,200	20,520		
450円	16,200	46,170	8,100	23,090	11,340	32,320	8,100	23,090		
500円	18,000	51,300	9,000	25,650	12,600	35,910	9,000	25,650		

3 例外（新運賃が旧運賃未満の額の場合の通学定期乗車券）

運賃 (新運賃表)	通学定期乗車券		通学定期乗車券 (片道)	
	1月	3月	1月	3月
100円				
200円				
300円				
400円				
500円				
600円				
700円				
800円				
900円				
1,000円				

運賃の種類、額及び適用方法

1 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	別紙のとおり
		小児	大人片道普通旅客運賃の半額
定期旅客運賃	通勤(片道)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通勤(片道) 定期旅客運賃の半額
	通勤(往復)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通勤(往復) 定期旅客運賃の半額
	通学(片道)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通学(片道) 定期旅客運賃の半額
	通学(往復)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通学(往復) 定期旅客運賃の半額
回数旅客運賃	普通	※右記以外変更なし	2,000円、3,000円、5,000円にそれぞれ20%を上乗せした回数券(表記は後日修正)
	特殊	※右記以外変更なし	
旅客運賃の割引	身体障害者割引		片道普通旅客運賃の5割引(降車時に各種手帳の提示があった場合)
	知的障害者割引		
	精神障害者割引		
	児童福祉法の適用を受ける者に対する割引		

2 運賃の計算

- (1) 旅客運賃を計算する場合に生じた端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- (2) 小児の普通旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- (3) 割引の旅客運賃を計算する場合に生じた端数は、表定運賃によるものを除いて10円未満の端数は10円単位に四捨五入する。

3 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、上田バス株式会社の運行する路線において旅客を運送する場合に適用する。
- (2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
- 大人運賃 中学生以上の者
- 小児運賃 小学生以下の者
- (3) 旅客の種類別運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

普通乗車券を適用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数の制限をしない。

ウ 回数旅客運賃

回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多数回乗車する場合に適用する。

回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

4 旅客運賃の割引の種類別の適用方法

- (1) 身体障害者割引
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。
- (2) 知的障害者割引
- 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)に規定する知的障害者手帳療育手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。
- (3) 精神障害者割引
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法(昭和28年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。
- (4) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12の4条及び第41条から第44条までに規定する諸施設により、養護又は保護を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。
- (5) 旅客運賃割引の重複適用
- 運賃の割引で、2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。